

電子金融取引の民事法理(2)

—— 韓国電子金融取引法の考察 ——

徐 熙 錫[※]

- I 序
- II 本法の制定までの経緯
- III 本法の適用範囲：電子金融取引の意義（以上5卷3号）
- IV 本法の主要内容
 - 1 電子金融取引通則（第2章第1節）
 - 2 電子支払取引（第2章第2節）
 - 3 電子金融取引の安全性確保および利用者保護（第3章）（以上本号）
- V 考察
- VI 結びに代えて：今後の課題

IV 本法の主要内容

電子金融取引法（以下「本法」）の民事ルールは、第2章を中心とするものであるが、第3章の一部も民事ルールを含んでいるものと解される。まず、第2章は「電子金融取引の当事者の権利と義務」と題され、第1節「通則」と第2節「電子支払取引」とに分けられている。要するに、第2章は、電子金融取引の当事者の権利・義務に関するルールを定めたものであり、そのうち第1節はすべての電子金融取引に適用される「通則」として、また第2節は電子金融取引のうち「電子支払取引」にのみ適用されるものとして、それぞれ構成されている。

一方、第3章は「電子金融取引の安全性確保および利用者保護」と題されるものであるが、電子金融取引の安全性確保のために金融機関・電子金融業者（以下「金融機関等」）が負う義務の基本的な原則（善管注意義務）に関する規定（21条）や取引記録の保存（22条）、約款の明示等に関する規定（24条）など民事ルールのほか、利用者保護などのための金融監督当局の規制に係る規定（業法）も含ん

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第6巻第1号2007年3月 ISSN 1347 - 0388

※ 一橋大学大学院法学研究科博士後期課程

でいる。

以下では、第2章と第3章の民事ルールにつき、大体、条文の順序に従い解説する。

1 電子金融取引通則（第2章第1節）

(1) 電子取引としての電子金融取引（5条）

A 序：電子文書に関する電子取引基本法規定の適用

まず、第5条では、前述（前号Ⅱ1(1)A）したように、電子金融取引が「電子取引」に該当することを前提に、電子金融取引のために使用される「電子文書」については電子取引基本法の電子文書に関する規定が原則的に適用される旨を明らかにしている。

ここで「電子文書」の概念が問題であるが、「電子文書」とは、「情報処理システムにより電子的形態で作成、送信・受信又は貯蔵された情報」と定義されるものである（電子取引基本法2条1号）。「電子文書=情報」という論理構造は、「データメッセージ」に関するUNCITRAL電子商取引モデル法の定義⁵⁴⁾や「電子的記録」に関するアメリカの統一電子取引基本法（UETA）の定義⁵⁵⁾と共通する。これに対し、電子計算機（情報処理システム）による情報処理の対象となるもの（記録）は、人の知覚によっては認識することができない方式で作られる点から、それと「情報」を分離する論理構造の法制（日本）もある⁵⁶⁾。しかし、その場合も、

54) UNCITRAL電子商取引モデル法第2条(a) "**Data message**" means information generated, sent, received or stored by electronic, optical or similar means including, but not limited to, electronic data interchange (EDI), electronic mail, telegram, telex or telecopy（下線筆者）。

55) UETA第2条(7) "**Electronic record**" means a record created, generated, sent, communicated, received, or stored by electronic means（下線筆者）。

UETA第2条(13) "**Record**" means information that is inscribed on a tangible medium or that is stored in an electronic or other medium and is retrievable in perceivable form（下線筆者）。

56) 日本の電子署名法第2条は、「電磁的記録とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。」とし、また「情報」については、そこに記録することができる対象と捉えている。

結局「電磁的記録」に「情報」が記録されると同じ形になるから、いずれの場合も異なる対象を意味するものではないと考えられる。

いずれにせよ、韓国法上の「電子文書」という概念は、情報処理システム（コンピュータないし電子計算機）による情報処理を経た情報であるといえるが、電子取引基本法は、このような「電子文書」の私法上の効力について規定を置いており（第2章電子文書）、その規定が電子金融取引にも原則上適用される、ということである。すなわち、本法は、「電子金融取引のために使用される電子文書については、電子取引基本法第4条ないし第7条、第9条および第10条の規定を適用する。」（5条1項）とした上、電子取引基本法第8条（受信した電子文書の独立性）については、若干の修正を加えて別途の規定を設けている（5条2項）。以下、電子金融取引に適用される電子取引基本法のそれぞれの条文の内容や電子金融取引との関連性について検討する。

B 電子文書の効力・保管

電子取引のために使用される「電子文書」は、他の法律に特別な規定がある場合を除き、電子的形態でなされているという理由で文書としての効力が否認されない（電子取引基本法4条電子文書の効力）。また、電子文書は、電子文書が作成および送受信された時の形態またはそれと同じように再現されうる形態で保存され、その内容を閲覧することができる場合には、その電子文書の保管をもって関係法令の定める文書の保管に代えることができる（電子取引基本法5条電子文書の保管）。以上の電子取引基本法第4条・第5条の規定は強行規定である（電子取引基本法10条）。

以上の内容を電子金融取引に当てはめると、電子金融取引は、電子文書によって処理されることを禁じる特別な規定がある場合を除き、電子文書による処理の効力が否認されることはなく、また電子文書によって文書の保管とすることもできる、ということになる。

C 電子文書の送信・受信時期および場所

電子取引基本法第6条以下（6条電子文書の送信・受信時期および場所、7条作成者が送信したものとみなされる場合、8条受信した電子文書の独立性、9条受信確認）は、電子文書の私法的効力に係るデフォールトルールである（電子取引

基本法10条)。以下、順次検討するが、第8条については、本法に特別規定(5条2項)があるため、最後に検討する(F)。まず、第6条から始める。

i) 電子文書の送信・受信時期

まず、電子文書の送信・受信の時期に関して、電子取引基本法は以下のように定めている。電子文書は、「受信者又はその代理人が当該電子文書を受信することができる情報処理システムに入力されたときに送信されたものとみなされ」(電子取引基本法6条1項)、「受信者が電子文書を受信する情報処理システムを指定した場合にはその情報処理システムに(なお、受信者が情報処理システムを指定していない場合には、受信者が管理する情報処理システムに)入力されたときに受信されたものとみなされる。但し、電子文書が指定された情報処理システムでない情報処理システムに入力された場合には、受信者がこれを出力したときに受信時となる。」(電子取引基本法6条2項)。

以上を要するに、電子文書は、受信者の指定した情報処理システム以外のものに入力されない限り、受信者の指定または管理する情報処理システムに入力されたときに、送信と同時に受信が行われる、ということになる(「送信=受信」)。これは、送信とほぼ同時に情報が伝達される電子取引の技術的特性(「情報伝達の即時性」)を反映したものと考えられる⁵⁷⁾。

ところで、電子文書の受信時期に関する上記の規定に対しては、前述(前号1019頁参照)した電子商取引消費者保護法に特別規定が設けられている。すなわち、電子取引基本法第6条第2項は、「受信者が情報処理システムを指定していない場合には、〔電子文書は〕受信者が管理する情報処理システムに入力されたときに受信されたものとみなす」と規定しているが、受信者が情報処理システムを指定していないにもかかわらず、上記のように受信を擬制することは消費者の利益を害する恐れがある。そこで、電子商取引消費者保護法は、「事業者が、消費者と事前に電子文書で取引することを約定し、〔消費者が〕指定した情報処理システム〔電子メールアドレス等〕に電子文書を送信していない場合には、当該電子文書による権利を主張することができない。」という規定を設けている(電子商取引消費者保護法5条1項)。したがって、事業者が、消費者(事業者が提供する商品等を消費生活のために使用する者、または事実上これと同一の地位およ

び取引条件で取引する者)と事前に約定していない情報処理システムに電子文書を送信した場合、その情報処理システムが「消費者の管理するもの」であったとしても、事業者は当該電子文書による権利を消費者に主張することができない。但し、一定の場合(消費者が当該電子文書を出力した場合、消費者が当該電子文書の効力を否認しない場合など)には例外が認められる(電子商取引消費者保護法5条1項但し書き)。

電子文書の送信・受信の時期に関するこれらの規定を電子金融取引に当てはめると、以下のようなだろう。すなわち、電子金融取引は、受信者(金融機関等)の用意(指定)したシステム上で電子文書の送受信によって自動的に処理される仕組みになっているから(2条1号参照)、別途の合意がない限り、作成者(利用者)

-
- 57) 電子文書の送信・受信時期に関する電子取引基本法第6条の規定は、UNCITRAL電子商取引モデル法第15条を参考とした規定であるが、電子文書の「送信」時期に関する部分(1項)は、2002年に改正されたものである(改正前には、モデル法により近く、電子文書の送信は「作成者外の者又は作成者の代理人外の者が管理するコンピュータ等に入力されたとき」とされていた)。この改正の理由については明らかにされていないため、立法者の意思を把握することは困難な状況であるが、学説の中にはこの改正に批判的な意見がある。この見解によると、改正前の場合には、作成者と受信者との間に第三の情報処理システムが存在する場合に、その情報処理システム(作成者以外の最初の情報処理システム=作成者のメールサーバー等)に入力されたときを送信時期とみていたのだが、改正後においては、当該電子文書を受信することができる情報処理システム(受信者のメールサーバー等)に入力されたときを送信時期とみることになる。改正法がこのような「違い」を無視し、結果的に「送信=受信」としているのは、隔地者間の意思表示の効力発生時期につき発信主義を採る韓国民法の態度に反するというのである。これに対し、改正前の電子取引基本法を、モデル法と同様、到達主義に立脚した立法と捉える見解も有力に主張されていたが、この見解によると、2002年改正により、この点がもっと明らかになったと捉えることになろう。

思うに、電子取引においては、作成者と受信者の間に、技術的にサーバーなどの第三の情報処理システムが複数存在する場合も多いと考えられるが、そのような場合も情報の伝達は断絶することなく、電子文書の送信・受信の時間はほぼ変わらないのが現在の技術の水準である(「情報伝達の即時性・連続性」)。したがって、電子文書の伝達において上記のような「違い」を区別することは事実上困難であるといわざるを得ない。改正法ではこのような技術的特性を反映してもつばら受信者側を中心として、送信や受信時期に関する規定を設けたものと考えられる。いずれにせよ、その結果、意思表示の不発信=不到達のリスクは、発信者が負担することになる。

なお、電子取引基本法第6条をめぐっては、電子文書の送信・受信と意思表示の発信・到達との関係も問題である。これについては、両者を別の問題として捉える見解もあるが、「送信=発信」、「受信=到達」とみるのが一般的な理解である。

の電子文書（取引指示）は、受信者（金融機関等）の情報処理システムに送信とともに受信されることになる（電子取引基本法6条・10条、本法5条1項）。一方で、「電子支払取引」については、本法は、後述するように（2(1)C）、金融機関等の指定した電子的装置等に取り指示した情報が入力ないし記録されたときに支払の効力が発生するという明文の規定を別途設けている（本法13条）。したがって、電子支払取引においては、この規定が電子取引基本法第6条（本法5条1項）に優先して適用される（しかし、実質的な違いはない）。

また、電子文書の送信・受信時期に関する上記の規定は、理論的には、電子資金移動取引（振込取引）の法的性質または法的構成と関連して新たな視点を提供してくれるものと考えられる（後述V2参照）。なお、電子文書の受信時期に関する上述した電子商取引消費者保護法第5条第1項の特例は、電子金融取引の利用者が消費者である場合には、電子金融取引にも適用があるといえるが、ただ、それは、金融機関等が電子メール等により電子文書を利用者に送信するような場合を想定した規定であるから、自動化された方式による電子文書の送受信とは関係がない。

ii) 電子文書の送信・受信場所

次に、電子文書の送信・受信場所についてであるが、「電子文書は、作成者又は受信者の営業所の所在地（営業所が二つ以上あるときは、当該電子文書の主たる管理がなされる営業所の所在地）で各々送信又は受信されたものとみなされる。但し、作成者又は受信者が営業所を持っていない場合には、その常居所で送信・受信されたものとみなされる」（電子取引基本法6条3項⁵⁸⁾。この規定は、空間的ないし地理的な制約なく送受信される電子文書の技術的特性に鑑み（電子文書を送受信した場所と営業所の所在地等とは異なりうる）、裁判管轄などに対応するためのデフォールトルールを定めたものであり、電子金融取引にもそのまま当てはめられるものである。

D 電子文書による意思表示の効果帰属

電子文書による意思表示の効果帰属（attribution）の問題は、いわゆる自動化された方式により意思表示が送信された場合や、無権限者が本人を詐称して電子文書を送信したような場合において、当該意思表示を作成者（本人）のものとし

て捉えることができるかの問題である。電子取引基本法は、UNCITRAL 電子商取引モデル法第13条（データメッセージの帰属）に倣って、第7条（作成者が送信したものとみなされる場合）にこれに関する規定を設けている。

すなわち、「作成者の代理人、又は自動的に電子文書を送信・受信するよう構成されたコンピュータプログラムその他の電子的手段によって送信された電子文書に含まれた意思表示は、作成者が送信したものとみなされる。」（電子取引基本法7条1項）。また、「電子文書の受信者は、次のいずれかに該当する場合は、電子文書に含まれた意思表示を作成者のものとみなして行為することができる。

1. 電子文書が作成者のものであるかどうかを確認するため、受信者が予め作成者と合意した手続に従った場合、2. 受信された電子文書が、作成者又はその代理人との関係により、受信者が、当該電子文書は作成者又はその代理人の意思によるものであると信じるに正当な理由がある者により送信された場合」（電子取引基本法7条2項）。しかし、「第2項の規定は、次のいずれかに該当する場合は、これを適用しない。1. 受信者が作成者から、当該電子文書は作成者のものでないことを通知され、それにより必要な措置をとる相当な時間があつた場合、2. 第2項第2号の場合に、電子文書が作成者のものでないことを受信者が知っていた場合、又は、相当な注意をし、もしくは作成者と合意した手続に従っていたならば、知ることができた場合。」（電子取引基本法7条3項）⁵⁹⁾。

この規定の意義は、要するに、「自動化された方式」によって電子文書が送信

58) 改正（2002）前の電子取引基本法では、「電子文書はそれぞれ、作成者と受信者の営業場の所在地で送・受信されたものとみなす。この場合、営業場が二つ以上ある時には、該当電子取引ともっとも関連が多い営業場の所在地で送・受信されたものとみなし、該当電子取引と関連ある営業場がない場合には、主たる営業場の所在地で送・受信されたものとみなす。但し、作成者又は受信者が営業場を持っていない場合にはその主たる居住地で送・受信されたものとみなす。」（9条3項）とされていた。改正前後の内容を比較してみると、要するに、営業所が二つ以上ある場合において、「当該電子取引ともっとも関連が多い営業場の所在地（該当電子取引と関連ある営業場がない場合には、主たる営業場の所在地）」から「当該電子文書の主たる管理がなされる営業所の所在地」へと、営業所がない場合には、「主たる居住地」から「常居所」へと、それぞれ修正されている（なお、営業場→営業所）。電子取引の法律関係を現実に合わせ、かつ明確にするための改正である。なお、「常居所」（habitual residence）という用語は、改正（2001.4）韓国国際私法の用語を用いたものである。

される場合において当該意思表示は作成者に帰属される旨を明示的に規定している点(1項)⁶⁰⁾や、本人でない者によって電子文書が送信された場合にも、予め合意した手続(例えば、暗証番号や電子署名など)に従った場合等は、受信者にかかる意思表示を本人のものとしなして行為することができる旨が定められている点(2項)にあると考えられる。いずれも、自動化された方式や非対面方式といった電子取引の技術的特性に鑑みた規定であると考えられる。

この規定を電子金融取引に当てはめると、次のようになろう。まず、本法上の電子金融取引は「自動化された方式」による取引を対象としているから(2条1号)、金融機関等が、自動的に電子文書を送受信するよう構成されたコンピュータプログラムによって電子文書を送信した場合(例えば、IBによる資金移動取引において、当該手続において必要な電子文書〔資金移動の申込みに対する承諾の意思表示など〕を自動的に送信した場合)、当該電子文書に含まれた意思表示は金融機関等が送信したものとみなされる(電子取引基本法7条1項、本法5条1項)。

また、電子金融取引は、基本的に「アクセス媒体」を利用して金融機関等のシステムにアクセスしたうえで取引が行われる仕組みになっているが、このアクセス媒体の利用は本人確認等のために「受信者が予め作成者と合意した手続」に該当する。したがって、アクセス媒体により電子文書が送受信された場合、受信者(金融機関等)は当該意思表示を作成者(利用者)のものとしなして行為することができる(電子取引基本法7条2項、本法5条1項)。したがって、ある利用者のア

59) 本条文は2002年に改正されたものであるが、改正前の規定は以下のとおりである。「作成者の代理人、又は作成者の代わりに自動的に電子文書を送・受信するよう構成されたコンピュータプログラムその他の電子的手段によって送信された電子文書は、作成者が送信したものとみなす。但し、次の各号の一に該当する場合はこの限りでない。1. 受信者が、当該電子文書の受信と同時に又は相当な時間内に、作成者の意思に反してその電子文書が送信された旨の通知を受けた場合、2. 受信者が所定の確認手続に従っていたならば、または相当の注意をしていたならば、電子文書が作成者の意思に反して送信されたことを知ることができた場合」。この規定と比べ、現行規定は、大体この規定に本文の第2項の規定を追加したものであり、UNCITRAL電子商取引モデル法に類似した規定ぶりとなっている。

60) 作成者の「代理人」によって送信された電子文書の場合は、学説上、民法の原則として当然なものとしてされている。

アクセス媒体を他人が使って電子金融取引をした場合、利用者（アクセス媒体上の本人）にその効果が帰属される可能性がある。ただ、アクセス媒体が偽造・変造、紛失・盗難等された場合には、別途の責任負担（分担）のルールにより解決することになっている（本法9条・10条。後述）。

E 受信確認

電子文書を送信する場合に、その受信の確認を相手方に求めることがある。この受信確認（acknowledgement of receipt）は、相手方が電子文書を受信したかどうかを確かめることによって、電子文書の伝送過程で起こりうる当事者間の紛争を予防する機能を果すものであるが、取引の実状においては、申込みに対する受信確認と承諾とが一体になる場合もあるなど、多様に用いられているとされる⁶¹⁾。受信確認につき電子取引基本法は、UNCITRAL電子商取引モデル法第14条を参考に、以下のような規定を設けている。

すなわち、「作成者が受信確認を条件として電子文書を送信した場合、作成者が受信確認通知を受け取るまでは、その電子文書は送信されていないものとみなす。この場合、民法第534条〔日民528条＝変更を加えた承諾〕の規定はこれを適用しない。」（電子取引基本法9条1項）。また「作成者が受信確認を条件として明示せずに受信確認通知を要求した場合、相当な期間（作成者が指定した期間、又は作成者と受信者の間で約定した期間がある場合にはその期間をいう）内に作成者が受信確認通知を受け取っていないときは、作成者はその電子文書の送信を撤回することができる。」（電子取引基本法9条2項）⁶²⁾。

まず、受信確認を「条件として」電子文書を送信した場合（1項）の解釈をめぐっては、特にこの規定が契約法（特に契約の成立時期）に影響を与えるものかにつき、同法（電子取引基本法）の改正（2002）前から学説の争いがあったが、肯定説が多数説である。これによると、承諾者が（契約の成立に関して）受信確

61) UNCITRAL電子商取引モデル法第14条のコメント（para.93）。例えば、韓国の「電子商取引（インターネット・サイバーモール）標準約款」（公正取引委員会標準約款第10023号）は、「〔購買者の申込みに対する〕サイバーモール〔ネットショッピング事業者〕の承諾が、受信確認通知の形で利用者に到達した時点で、契約が成立したものとみなす。」（10条2項）としている。

認を条件として要求することは、承諾の効力発生時期を受信確認通知の受領（到達）の時まで延期しようとするものと解され、したがって承諾の効力発生時期は受信確認通知の到達時になり、契約の成立時期もそのときである、と捉えることになる（民法の発信主義の特則）⁶³。

次いで、作成者が受信確認を「条件として明示せずに」受信確認通知を要求した場合（2項）は、特に承諾期間の定めのない「申込み」とともに受信確認を要求した場合の解釈と関連して若干の議論がある。承諾期間の定めのない申込みにつき韓国民法上は、相当な期間内に承諾の通知を受けないと、申込みはその効力を失う（韓民529条）⁶⁴。ここでの「相当な期間」と受信確認に必要な「相当な期間」との関係が問題になるわけである。これについては、後者の期間（受信確認に必要な相当な期間）が前者（承諾適格）より短期と理解されるから、申込者が受信確認を受けておらず、かつ電子文書の送信（申込み）の撤回（電子取引基本法9条2項）もしていない状態においても、なお承諾適格があり、したがって契約が成立すると解すべき場合がある、と捉える見解が有力である。この解釈による限り、電子文書による申込みに受信確認を要求している申込者は、電子的な

62) 受信確認に関する電子取引基本法第9条は、2002年に改正されたものである。改正前の内容は以下のとおりである。「①作成者が受信者に送信した電子文書について受信確認通知を要求しつつも通知方法を指定していない場合には、受信者は作成者が充分に知ることができる方法で受信事実を通知しなければならない。②作成者が受信確認を効力発生条件として電子文書を送信した場合には、受信確認通知が作成者に到達するまでは、その電子文書は送信されていないものとみなす。③作成者が受信確認を効力発生条件として明示せずに受信確認通知を要求した場合、相当な期間（作成者が指定した期間、又は当事者が約定した期間がある場合にはその期間をいう）内に作成者が受信確認通知を受け取っていない時には、作成者はその電子文書の送信を撤回することができる。」（下線の部分が改正法で変更された部分である）。

ここで第1項は、受信確認の通知方法につき、作成者がそれを指定することを前提としているが、これだと受信者の通知方法の選択に影響を与えることになり不当であるなどの学説の批判を受けて削除された。また、第2項と第3項の「効力発生条件」という表現は、改正法では「条件」と変わっており、第2項（改正法1項）では、「この場合、民法第534条〔変更を加えた承諾〕の規定はこれを適用しない」という但し書きが追加されている。ここで、但し書きを追加したことは、「承諾」の意思表示に「〔効力発生条件〕」を加えることと、「条件その他変更を加えた承諾」を新たな申込みとみる民法第534条（日民528条）との関係を調整する必要があるという学説の指摘を取り入れたものである。

方式によらず申込みがされる場合より早い段階で申込みの拘束力から解放（撤回）することができる、ということになる⁶⁵⁾。

- 63) これに対し、受信確認は単に作成者の電子文書が受信者によって受信されたという事実を証明するものにすぎず、契約法に影響するものではないと捉える有力な反対説（否定説）もある。これによると、承諾に対する受信確認が条件とされた契約の成立時期は、民法の一般原則および（または）電子取引基本法第6条により決定することになる（到達主義を採る見解なら、承諾の電子文書の受信時点）。一方で、受信確認の効力について、多数説と同様、送信の効力発生が受信確認の到達に係ると解しつつも、当該意思表示の効力発生時期については電子取引基本法第6条により電子文書の送信（または受信）時点に遡すると解する見解もある（受信確認通知の到達は遡及効ある停止条件の成就である）。

以上は、「承諾」の意思表示の効力発生時期（契約の成立時期）に関する議論であるが、受信確認を条件として「申込み」を送信する場合の解釈についてはあまり議論がない。ただ、改正前の電子取引基本法の解釈と関連して、この場合においても条文に忠実に、受信確認が申込者に到達して始めて申込みの効力が生じる（到達主義の原則の修正）と捉える見解がある（円谷峻＝中川敏宏「韓国における電子取引関連法—1999年電子取引基本法を中心に—」横浜国際社会科学研究所第6巻第3号〔2001〕28頁）。また、「申込み」に受信確認を「〔効力発生〕条件」として付することの是非について、韓国民法の一般理論から申込みは確定的でなければならないという批判的な見解もある。私見としては、受信確認を条件として（条件としない場合も、後述するように同じ）申込みをすることは、申込みの拘束力または承諾適格の問題として捉えるべきと考える。受信確認が指定した期間または約定した期間（指定等していない場合には相当な期間）以内に到達しないと、たとえ承諾期間を定めたとしても、当該申込みの意思表示をした電子文書は送信されていないものとみなされるから（電子取引基本法9条1項）、受信確認が前記期間以内に到達しない限り、申込者は係る申込みの拘束力から解放されうるからである。そのとき、前記期間（受信確認が到達するまでの期間）は、承諾適格よりは短期と理解されるため（電子取引の特性）、そうすると電子的意思表示の申込者は、電子的な方式によらず申込みがされる場合より早い段階で申込みの拘束力から解放されうることになる。

- 64) これに対し日本民法の場合は、「承諾の期間を定めないで隔地者に対してした申込みは、申込者が承諾の通知を受けるのに相当な期間を経過するまでは、撤回することができない。」とされている（524条）。
- 65) なお、「承諾」の意思表示とともに受信確認を要求する場合も理論的には考えられる。例えば、円谷＝中川・前掲注63）28頁は、このような場合に電子取引基本法第9条第2項が承諾者に承諾の撤回権を付与することで、契約の成立は流動的な状態となり、クーリング・オフ期間経過中の法律関係と類似していると捉える。私見としては、このような解釈は条文に忠実なものではあるが、電子取引における受信確認の趣旨や民法の一般理論との関係を考えてときは、その現実性には多少疑問がある。契約の成立に関する「条件」として受信確認を要求する場合（電子取引基本法9条1項）ならともかく（民法の発信主義の特則）、そうでない場合まで受信確認が契約の成立に影響すると解するのは、法律関係を不安定すぎるものにし、また受信確認を要求する当事者の意思にも合致しないと考えられるからである（折衷説）。

以上の内容を電子金融取引に当てはめるとどうか。結論として、電子取引基本法第9条は、電子メール等により金融取引に係る意思表示が送受信されるような場合ならともかく、自動化された取引を対象とする本法の電子金融取引には、その直接的な適用はない。すなわち、自動化された方式により行われる電子金融取引においては、取引指示（契約の申込み）はその場で即時に処理（承諾）され、かかる取引内容の確認が電子的な手段を通じて自動的に行われるよう、システム的に工夫される場合（画面上の表示、電子メールでの通知等）が多いからである。この点につき本法は、電子金融取引の場合、利用者は自分の取引指示（申込み）に係る電子文書が金融機関等に正しく伝送され処理（承諾）されたか非常に不安な位置に置かれるという技術的特性に鑑み、金融機関等に電子的な方法で取引内容の確認ができるように措置すべき義務を課している（7条、後述）。これは電子文書の受信確認に関する電子取引基本法第9条の特則としての意味を有するものと考えられる⁶⁶⁾。

F 電子文書の独立性（重複発信）

以上、電子金融取引のために「電子文書」を使用する場合について、電子取引基本法の関連規定が電子金融取引にはどのように適用されるかについて検討してきた。本法は、以上で検討してきたように、電子文書に関する電子取引基本法の規定（4条～7条、9条～10条）がすべて適用されるとしているが（本法5条1項）、電子文書の独立性に関する電子取引基本法第8条については、これと若干異なる規定を別途設けている（本法5条2項）。

電子取引基本法第8条は、「受信した電子文書は、文書ごとに独立したものとみなす。ただし、受信者が作成者と合意した確認手続に従い、または相当な注意をしていたならば、同一の電子文書が反復して送信されたものであることを知ることができた場合には、この限りでない。」（下線筆者）として、受信した電子文書の独立性の原則とその例外について定めている。しかし、本法はこの規定の特

66) 私見としては、受信確認に関する前記電子取引基本法第9条の解釈も、「（契約の成立に関する）条件」として受信確認を要求する場合を除いては（そのような当事者の意思を否認する必然性がないから）、本文の記述のように非対面取引としての電子取引の技術的特性からアプローチする必要があるものと考えられる（折衷説）。

則を次のように定めている。すなわち、「金融機関等が取引指示と関連して受信した電子文書は、文書ごとに独立したものとみなす。但し、金融機関等と利用者との間で電子金融取引契約による確認手続を経る場合は、その手続による。」(本法5条2項)(下線筆者)。

この規定は、利用者の取引指示が重複受信された場合に、それぞれ独立したものとみなされるという電子取引基本法の原則を確認するとともに(本文)、大量のデータをリアルタイムで処理する電子金融取引の特殊性に鑑み、金融機関等をして相当な注意をもって取引指示をいちいち確認させる注意義務を課するのは現実的でない、という実務の意見を取り入れて、電子取引基本法第8条但し書きの内容を修正する形で明文化したものである⁶⁷⁾。

思うに、電子金融取引においてシステム不具合または通信回線の状況などによっては取引指示が重複発信される可能性は常に存在する。本法は、そのような場合、金融機関等の負担を考慮して、予め合意された確認手続を経た場合を除き、同じ取引指示が重複発信された場合でも、それらの取引指示は独立したものと取り扱われるというルールを定めたものと理解される。したがって、利用者保護の観点からは、実務において、本項但し書きで例外として定められた「電子金融取引契約〔基本契約〕による確認手続」を如何に実効性のあるものとするかが、本項の意義を占う上でカギとなるように思われる。この点と関連して政府理由書には、そのような場合には後述する誤謬訂正の手続(8条)により利用者保護が図られうる旨をも併せて述べているため⁶⁸⁾、確認手続や誤謬訂正といった重複発信に対する金融機関等の今後の対応が注目される。

(2) 取引内容の確認措置義務(7条)・誤謬の訂正要求権(8条)

非対面・非書面方式で、しかもリアルタイムで即時に取引指示が処理される電子金融取引の場合、利用者としては、自分の取引が指示どおり処理されたか、取引指示の伝送過程や処理過程で誤謬を起こしたらどうかなどの不安を抱いて電子金融取引に望むのが現状であろう(技術の発達がさらに進んで不安への技術的な

67) 政府理由書57頁。

68) 政府理由書55頁。

対応が成され続けるとしても、このような不安は完全にはなくならないであろう)。したがって、利用者の取引指示後にその取引指示の結果を確認する手続や、自分の取引指示とは異なる結果(誤謬⁶⁹⁾)を発見した場合にその訂正を要求できるような手続を工夫することは、利用者にとっては非常に重要な意味を有することとなる。

このような点につき、前述した「電子金融取引基本約款」や「電子保険取引標準約款」は、利用者に対し事実上「取引内容の確認・通知義務」を課していた。すなわち、利用者は、取引指示と銀行等の処理結果が一致するかどうかを確認したうえ、それが一致しないことを知るようになったときは、これを即時銀行等に通知しなければならない(基本約款16条、標準約款15条)、この場合、利用者がこのような確認または通知をしていないことにより発生した損害に対して、銀行等は、利用者の取引指示と相違した処理をした場合を除き、責任を負わない(基本約款23条5項、標準約款21条5項)。つまり、現に韓国の銀行や保険の電子取引では、誤謬の確認や誤謬発見時の通知が利用者側に義務付けられている状況となっている。同様の趣旨で、電子金融取引法の政府草案は、利用者が電子金融取引に誤謬があることを確認したときは、即時これを当該金融機関等に通知しなければならないとしたうえ、利用者が、誤謬が記された取引明細書などを受領した1ヶ月以内に誤謬の通知をしない場合には、金融機関等は遅延した期間に該当する利子を支払わないことができるとしていた(政府草案7条1項・4項)。

これに対し本法は、まず、電子金融取引に使用した電子的装置(ATMやコンピュータなど)または予め約定した電子的装置(例えば、携帯電話への短文メッセージ、電子メールなど)を通じて、取引内容を確認する措置を提供する義務を金融機関等に課したうえ(7条1項)⁷⁰⁾、書面による取引内容の確認を利用者が要

69) 「誤謬」とは、「利用者の故意または過失なしに、電子金融取引が電子金融取引契約または利用者の取引指示により履行されない場合をいう。」(本法2条18号)。この定義規定によると、利用者の帰責事由がない限り、金融機関等に帰責事由があるかどうかを問わないと解される。

70) 上記基本約款や標準約款にも、銀行等は、取引指示の処理結果を電子的手段を通じて利用者に即時通知する旨が定められている(基本約款21条1項、標準約款11条3項等)。

請する場合には、そのニーズにも対応しなければならないとした(7条2項)。続いて本法は、以上のような取引内容の確認等を通じて利用者が取引の誤謬を発見した場合の対応として、以下のような規定を設けている。

すなわち、「利用者は、電子金融取引に誤謬があることを知ったときは、当該金融機関等にこれに対する訂正を要求することができる。」(誤謬訂正要求権、8条1項)、「金融機関等は、第1項の規定による誤謬の訂正要求を受けたときは、これを即時調査して処理した上で、訂正要求を受けた日から2週以内にその結果を利用者に知らせなければならない。」(8条2項)、「金融機関等は、自ら電子金融取引に誤謬があることを知ったときは、これを即時調査して処理した上で、誤謬があることを知った日から2週以内にその結果を利用者に知らせなければならない。」(8条3項)。

この立法の趣旨については、誤謬発生時の訂正手続を明確にし、可能な限り早期に処理結果を通知してもらうことによって、電子的環境に慣れていない利用者を保護し、調査の結果、訂正できる「誤謬」でないと決定する場合にも、迅速にその事実および事由を利用者に通知することによって、利用者がこれに対処できるようにする⁷¹⁾、といった点にあるとされている。このような本法の規定は、利用者に誤謬の通知義務を課する代わりに、誤謬の訂正要求権を付与する点で、上記の約款や政府草案とは対応の方向性が異なっている(義務から権利へ)。当初の案のように利用者に確認した誤謬を即時通知する義務を付与すると、金融機関等が誤謬訂正に積極的に乗り出さない恐れがあり、特に誤謬発生の原因が金融機関等にある場合に通知義務を利用者に負担させるのは不当であるなどの理由(利用者保護の観点)から、即時通知義務は削除され、その代わりに誤謬訂正要求権へと修正されるようになったものと説明される⁷²⁾。このような立法の結果、利用者に確認・通知の義務を事実上付与する規定(基本約款16条・23条5項、標準約款15条・21条5項)は、修正を要することになる。

このようにして「誤謬」の訂正要求権が規定されるようになったが、しかし、

71) 政府理由書83頁。

72) 財政経済部・立法参考資料。

本法は、「誤謬」の範囲については、「利用者の故意または過失がない場合」としているため(2条18号参照)、利用者に錯誤がある場合(誤振込など)は、その適用対象から除外される。この場合には、民法の一般理論(錯誤・不当利得の法理)により処理されることになる⁷³⁾。

一方、取引内容の確認措置義務(7条)と関連して上記の約款は、銀行等に対し取引指示の処理結果を電子的手段を通じて利用者に即時通知するよう求めている点(基本約款21条1項、標準約款11条3項等)は、前述したとおりである(注70)。したがって、このような実務の措置によって、例えば振込における自分の口座からの引き落としや保険契約の変更などの内容は、その場でまたは後の電子的通知などを通じて確認できる工夫が既にされているといえよう。しかし、他行口座移替(振込)の場合においては、取引指示の受付の結果(取引の成立事実)のみが通知されるにすぎず(基本約款21条1項)、したがって他人の口座への振込の結果(取引の完了事実)は、その他人または金融機関等に直接確認するしかない、といった問題はまだ残っている。この点と関連して、後述するように、電子資金移替を含む電子支払取引契約の効力(金融機関等の義務の内容)を、「取引指示した金額〔情報〕を伝送して支払が行われるようにする義務」(支払完了義務)として構成する本法(12条)の態度を考えたときは、取引内容の確認措置義務の対象は、支払完了した事実まで及ぶと解される余地も出てきているように思われる。今後、このような点と関連した金融機関等の対応も注目される⁷⁴⁾。

(3) 事故発生時の責任負担のルール(9条・10条)

電子金融取引の事故発生時における責任負担のルールを如何に定めるかは、電

73) 財政経済部・立法参考資料。なお、誤振込等の問題につき電子商取引消費者保護法は、操作ミス等の防止のために必要な手続を設ける義務を事業者に課している(7条)(業法上の義務)。このような手続が画面上で施されていたにもかかわらず、誤振込等がされた場合には、利用者に重過失があるものと判断される余地がある(錯誤による取消の不可、韓民109条)。

74) この点については、電子メールの技術的發展が示唆する。すなわち、現在の電子メールの技術は、電子メールの発信事実(時点)だけでなく、電子メールが相手方に到達した事実(時点)や、それを相手方が開封した事実(時点)まで表示してくれる水準にまで至っている。したがって、このような技術が電子金融取引に応用されると、将来は、振込者は受取人の口座への入金記録事実を電子的な方法で確認できるようになるかもしれない。

子金融取引の技術的特性上、取引の直接当事者でない第三者が絡んだ事故が起こる可能性が常に存在する点で、非常に難しい問題である。この問題につき今までは、前述のように、銀行の過失でないアクセス媒体の偽造・変造その他の事故で利用者に損害が発生しても銀行は責任を負わないのが原則とされていた（過失責任の原則）⁷⁵⁾。これに対し電子金融取引法は、アクセス媒体の偽造・変造等による事故の場合も原則上、金融機関等に責任を認めるものであり、このような責任負担のルールに対し銀行業界が反発したため、国会審議過程で最終的に成立した法律の内容は、銀行業界の主張を一部取り入れる形で修正が行われている（個人利用者と法人利用者の区分）（9条）。

なお、本法はアクセス媒体の盗難・紛失の場合における責任負担（分担）のルールについても定めている（10条）。以下、アクセス媒体の偽造等の場合と盗難等の場合とを分けて概説する。

A アクセス媒体の偽造・変造等に対する責任（9条）

「金融機関等は、アクセス媒体の偽造または変造により発生した事故、契約締結または取引指示の電子的伝送または処理過程において発生した事故により、利用者に損害が発生した場合には、その損害を賠償する責任を負う。」（9条1項）

第9条によって金融機関等に責任が認められるのは、i) アクセス媒体の偽造または変造による事故、ii) 契約締結または取引指示の電子的伝送または処理過程において発生した事故、の二つの場合である。前者は、クレジットカードやキャッシュカードなどのアクセス媒体が偽造等された場合に、後者は、電子的な契約締結や取引指示に係る情報が伝送または処理される過程でハッキングや電算障害などの事故に巻き込まれたような場合に、主として問題になるものである。

ここで「アクセス媒体」とは、要するに、電子金融取引のために利用される各種の電子式カード⁷⁶⁾やそれに記録された情報および利用者ID・暗証番号・電子認

75) 基本約款第23条第2項。なお、電子保険取引の場合には、保険会社が利用者の故意または過失を立証すると（立証責任の転換）、利用者がアクセス媒体の偽造・変造等による損害に対し責任を負う（標準約款21条2項）。

76) これは、電子的方法による支払手段に当たるため、「電子支払手段」の一種でもある（本法2条11号参照）。

証情報・生体情報など、電子金融取引のためのシステムへのアクセスを可能にする手段または情報をいう（前号の注30参照）。本法が金融機関等によるアクセス媒体の選定と使用および管理について別途の規定（6条）を設けていることは（前号の注31参照）、他人によるアクセス媒体の使用の効果が本人に帰属する（本人効果帰属性）恐れがあるからである。

なお、アクセス媒体の偽造や変造のほか、「契約締結または取引指示の電子的伝送または処理過程において発生した事故」を別途規定したのは、特にインターネットの普及によるシステムの脆弱性に鑑みたためである。

いずれにせよ、このようなアクセス媒体の偽造・変造や取引指示等の処理過程上の事故により利用者に発生した損害に対しては、金融機関等がそれを賠償する責任を負うのが原則である。ただし、以下の二つの場合には例外が認められる。すなわち、「1. 事故発生に利用者の故意または重大な過失がある場合であって、その責任の全部または一部を利用者の負担とすることができる旨の約定を予め利用者と締結した場合、2. 法人（中小企業基本法第2条第2項による小企業を除外する⁷⁷⁾）である利用者に損害が発生した場合であって、金融機関等が事故を防止するために保安手続を樹立し、これを徹底的に遵守するなど、合理的に要求される十分な注意義務を尽くした場合」、以上の二つの場合には、「第1項の規定にかかわらず、金融機関等は、その責任の全部または一部を利用者に負担させることができる。」（9条2項）。

この例外規定は要するに、利用者に故意または重過失があった場合や、中規模以上の法人の利用者に対し金融機関等が事故防止のための保安手続の樹立など十分な注意義務を尽くしたことを立証した場合には、その責任の一部または全部を利用者に負担させることを認め、上記のような責任の原則に調整を加えたものである⁷⁸⁾。このうち、利用者が中規模以上である場合の免責規定が国会審議過程で追加された部分である⁷⁹⁾。また、利用者の故意または重大な過失は、施行令が定

77) 中規模以上の企業：中小企業基本法上、常時勤労者数を基準とする。鉱業・製造業・建設業・運送業の場合は常時勤労者50人以上、その他の業種は10人以上。

78) 韓国国会財政経済委員会「電子金融取引法案審査報告書」（2006.4）（以下「国会審査報告書」という）29頁以下（金融及び経済法案等審査小委員会・修正案提案の要旨）。

める範囲内で、電子金融取引に関する約款に記載されたものに限る(9条3項)⁸⁰⁾。

B アクセス媒体の紛失・盗難等における責任(10条)

第9条がアクセス媒体の偽造・変造等における責任負担のルールを定めているのに対し、第10条は、アクセス媒体の紛失・盗難等の場合における責任負担(分担)のルールを定めたものである。すなわち、「金融機関等は、利用者からアクセス媒体の紛失または盗難等の通知を受けたときは、そのときから第三者が当該アクセス媒体を使用することによって利用者に発生した損害を賠償する責任を負う。」(10条1項本文)。

このように、アクセス媒体の紛失や盗難等における責任負担(分担)のルールとして、本法は事故の「通知時点」を基準として、その時点以後において発生した損害に対しては金融機関等がその責任を負う旨を明らかにした⁸¹⁾。したがって、事故の通知以前に発生した損害に対しては利用者側が損害を負うことになる。事故通知の時点を基準とした責任分担のルールを明らかにすることにより、利用者の早速の事故通知や金融機関等の迅速な事故への対応(支払停止措置等)を誘導するインセンティブを与えることが狙いである⁸²⁾。

ところで、本条の解釈と関連しては、ここでの「紛失・盗難等」の意義と前述した「偽造・変造等」との関係が問題である。立法者は、偽造・変造等の場合は利用者に過失がない(または利用者と金融機関等の双方に過失がない)場合として、一方、紛失・盗難等の場合は利用者側に過失がある場合として、両者を区分しているものと理解される⁸³⁾。しかし、この考え方によると、アクセス媒体の「盗難」は、取引指示等を電子的に伝送または処理する過程で発生した事故(9条1項参照)に該当しないか、当該アクセス媒体の偽造・変造等が随伴しない限り、

79) アメリカUCC4A編第202条における銀行の免責要件(なお、ここでは利用者は区分されていない)を参考にした規定と考えられる(国会審査報告書13頁参照)。

80) なお、金融機関等は、第1項の責任を履行するために、金融監督当局(金融監督委員会)の定める基準に従い保険もしくは共済に加入し、または準備金を積立するなど、必要な措置をとることが義務付けられている(9条4項)。

81) 基本約款は、「事故通知後、電算入力に要求される合理的な時間の経過後」を基準時点としているから(23条1項)、本法においては、その分基準時点が早くなっている。

82) 政府理由書97頁、国会審査報告書14頁以下。

83) 政府理由書98頁。

たとえ利用者に過失があるとはいええない場合であっても、第9条による利用者保護のルールは適用の余地がなくなる可能性がある。解釈論としては、そのような場合も、立法の趣旨を考えて第9条が適用されると解する余地があるものと考えられる（立法者の考えはこれに近いものか）。なお、立法論としては、第10条の紛失・盗難等の意味を明らかにする（＝利用者の過失の有無により区分する）必要があったものと考えられる⁸⁴⁾。

ただし、このような責任ルールに対しては、「第10条第1項および第9条〔偽造・変造等の場合〕の規定にかかわらず、他の法令に利用者に有利に適用されうる規定がある場合には、当該法令を優先適用する。」（10条2項）という特別規定が定められている。「利用者に有利に適用されうる規定」の例としては、クレジットカードの紛失・盗難等における責任のルールを定める「与信専門金融業法」（1997）が挙げられる。この法律によると、クレジットカード業者は、クレジットカード会員の故意または過失がない場合には、当該カードの紛失・盗難等の事故通知を受けた日から60日前までの期間の間、当該カードの使用による責任を負うことになっている（与信専門金融業法16条1項～3項）。したがって、利用者の故意・過失なしにクレジットカードを紛失または盗難等された場合には、与信専門金融業法が本法に優先して適用されることになる。

一方、アクセス媒体の紛失・盗難等における責任分担のルール（10条1項）は、前払電子支払手段や電子マネーの紛失・盗難等により発生する損害に対しては、

84) 後述する「与信専門金融業法」（1997）は、クレジットカードの紛失・盗難等による損害について、カード会員の故意・過失がある場合とそうでない場合とを区分して、前者の場合にはカード会員の責任とすることができる旨を、なお後者の場合（カード会員の故意・過失がない場合）には、紛失・盗難等の通知の日から60日前までクレジットカード業者の責任とする旨を定めている。

また、最近（2006.2）施行された日本の「預貯金者保護法」においても、一定の要件下で、預貯金者の無過失（立証責任は金融機関にある）によるキャッシュカード等の盗難の場合には、事故の通知30日前まで預貯金者が被った損害の全額を、過失によるキャッシュカード等の盗難の場合には、重過失でない限り損害の4分の3までを、金融機関が補填することとなっている（5条）。預貯金者保護法（正式名称は、「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」）については、さしあたり石田祐介「預貯金者保護法の概要」NBL第818号（2005）20頁以下の説明を参照。

その適用がない(10条1項但し書き)。したがって、電子マネー等を紛失または盗難等された場合には、その損失は利用者が負担することになる。この例外は、金融機関等が電子マネー等の紛失等の通知を受けた場合でも、既にチャージした金額に対しては支払停止等の措置ができない場合がありうるという現実を反映したものである⁸⁵⁾。なお、これにより提起されうる利用者保護の側面からの問題点は、この種の電子支払手段の発行や利用限度の制限(本法23条⁸⁶⁾参照)などにより補うことができるとされる⁸⁷⁾。

(4) 電子金融補助業者の民事法的地位(11条)

電子金融取引は基本的にはコンピュータシステムとそれを繋ぐ通信回線(以下、別に断りが無い限り、両者を併せ「システム」と表現する)を前提とするものであるから、システムと関連した事故が発生した場合には、そのシステムの構築や管理等における責任の問題が問われることになる。また、電子的な情報は送信と同時にすぐ受信される性質(「情報伝達の即時性」)をもっており、このような性質は、情報の仲介または代行などのために、取引当事者以外の者がシステム上で加わる場合においても、基本的には変わらない(「情報伝達の連続性」)。以上のような技術的特性を有する電子金融取引において、システムに係っている者の事故発生時における責任の所在や限界を定めるのは非常に難しい問題である。

そこで、電子金融取引の直接の取引当事者ではないものの電子金融取引システムと一定の係りがある者の民事法的地位が問題になるが、本法は、これらの者を「電子金融補助業者」という概念で包括的に捉え、その民事法的地位についても一定の基準を定め、利用者および金融機関等との責任関係を明らかにした。

まず、電子金融補助業者とは、「金融機関等のために電子金融取引を補助しも

85) 政府理由書98頁、国会審査報告書15頁。

86) 第23条(電子支払手段の発行と利用限度)金融監督委員会は、電子支払手段の特性を勘案して、施行令の定めるところにより、金融機関等に対し、次の各号に規定された限度を制限し、またはその他必要な措置をとることができる。

1. 電子マネーおよび前払電子支払手段の発行券面の最高限度
2. 電子資金移替〔移動〕の利用限度
3. デビット電子支払手段の利用限度

87) 国会審査報告書15頁。

しくはその一部を代行する業務を行う者、または決済中継システムの運営者であって、金融監督委員会が定める者」として定義される(2条5号)。このような定義に含まれる電子金融補助業者としては、例えば、VAN事業者、システムのアウトソーシング業者(システムプロバイダー)、決済仲介システム(資金決済システム)の運営者(韓国の金融決済院=日本の全銀システムの運営者に該当)などが挙げられているが⁸⁸⁾、その具体的な範囲は金融監督当局が定めることになる(ルールの明確性)。

また、このように定義される電子金融補助業者の民事法的地位は、以下のようなものである。すなわち、「電子金融取引と関連して、電子金融補助業者(電子債権管理機関を含む)の故意または過失は、金融機関等の故意または過失とみなす。」(11条1項)、「金融機関等は、電子金融補助業者の故意または過失により発生した損害につき、利用者にその損害を賠償した場合には、当該電子金融補助業者に求償することができる。」(11条2項)、「利用者は、金融機関等との約定により、金融機関等に対して行う各種の通知を、電子金融補助業者に対して行うことができる。この場合、電子金融補助業者に対して行った通知は、金融機関等に対して行ったものとみなす。」(11条3項)。

これらの規定は要するに、電子金融補助業者が民法上の履行補助者⁸⁹⁾に当たる旨を明らかにしたものである⁹⁰⁾。本条によると、利用者は電子金融取引と関連して損害を被った場合に、当該損害が電子金融補助業者の帰責事由によるものと考えられる場合においても(普通の場合には責任の所在を判別することは困難であろう)、取引の直接当事者である金融機関等にその損害の賠償を請求すれば足りる、ということになる。したがって、電子金融補助業者の無資力の危険を利用者が引き受けるリスクもなくなる⁹¹⁾。

88) 政府理由書104頁。

89) 韓国民法第391条(履行補助者の故意、過失) 債務者の法定代理人が債務者のために履行するか、債務者が他人を使用して履行する場合には、法定代理人または被用者の故意または過失は、債務者の故意または過失とみなす。

90) 政府理由書103頁。

91) 政府理由書103頁。

このように電子金融補助業者の民事法的地位を履行補助者と捉える本条の内容は、システムと関連して多数の当事者が関与する電子金融取引の技術的特性をよく捉え、そこから取引当事者とシステム関与者（電子金融補助業者）との間の責任関係を明らかにしたもので、特に利用者保護の側面では有意義なのはもちろん、他の電子取引においても重要な先例としての意味を有するものと考えられる⁹²⁾。立法推進過程で、関連業界（特に銀行やクレジットカード業界）から反対意見が強かったのも、本条の以上のような趣旨からは理解できるものである。ただ、上記のような電子金融補助業者の定義規定からは、インターネット通信回線事業者は含まれないと解されるから、IBやネット証券取引等においてインターネットの不具合（例えば通信途絶）により利用者に損害が発生したような場合は、本条の適用範囲には含まれない可能性がある⁹³⁾。

2 電子支払取引（第2章第2節）

(1) 電子支払取引契約の効力（12条～15条）

A 電子支払取引の概念

「電子支払取引」とは、「支払人が、金融機関等をして、電子支払手段を利用して、受取人に資金を移動させる電子金融取引」（2条2号）のことである。ここで

-
- 92) 電子金融補助業者の履行補助者としての地位に関する第11条は、いわゆる「ネットワーク責任論」との関連性がある。ネットワーク責任論とは、電子資金移動取引において、顧客の直接の契約相手方（窓口）である仕向銀行が、その後のネットワーク構成員（通信会社、仲介銀行、EFTシステムの運営者など）の過失を含め、当該資金移動取引の全体について責任を負担し、後は内部求償の関係になると捉える見解である（松本恒雄「システム契約とシステム責任」北川善太郎編『コンピュータシステムと取引法—システム契約の法政策的検討—』（三省堂、1987）168頁の整理を参照。なお、岩原紳作『電子決済と法』（有斐閣、2003）426頁は、ネットワーク責任論が政策的に望ましいとされる）。本法上の電子金融補助業者の範囲（電子金融取引の補助者・一部代行者、EFTシステムの運営者）とネットワーク構成員とされる者の範囲が必ずしも一致するとは限らないが、基本的な発想は類似している。なお、本法の場合、電子資金移動取引契約における仕向銀行の義務の内容については、別途の規定（12条電子支払取引契約の効力）により支払完了義務や資金返還義務が定められている点にも注意を要する（後述）。
- 93) なお、本法は、電子金融補助業者に対しては、金融監督当局による直接的な監督の対象とはしておらず、金融機関等を通じて間接的に監督することができる、という立場である（40条参照）。

「電子支払手段」とは、「電子資金移替〔移動〕、デビット電子支払手段、前払電子支払手段、電子マネー、クレジットカード、電子債権その他電子的方法による支払手段」(2条11号)をいうから、電子支払取引とは、これらの電子支払手段を利用した取引(電子資金移替〔移動〕取引、デビット電子支払手段・前払電子支払手段・電子マネー・クレジットカードによる電子決済取引、電子債権取引等)のすべてを包摂する概念になる⁹⁴⁾。要するに、本法上の電子支払取引とは、電子支払手段を利用して支払人が受取人に資金を移動させる取引を包括的に含む概念として定義されており、そこには電子支払手段の種類に応じて、大体「電子資金移替〔移動〕取引」、「電子決済取引」、「電子債権取引」の三つの類型が含まれる概念となっている。以下、この三つの取引類型について概説する。

まず、「電子資金移替〔移動〕取引」とは、支払人と受取人との間で資金を支払う目的で、金融機関または電子金融業者に開設された口座(金融機関に連結された口座に限る。以下同じ)から他の口座に、電子的装置により、支払人の支払指示または受取人の取立指示の方法で資金〔金額情報〕を振り替える取引をいう(2条12号参照)。要するに、支払人の有している金融機関等の口座から受取人の有している金融機関等の口座へと、電子的装置を利用して金額情報を振り替えることによって資金を移動させる取引をいい、ATMまたはIB等による振込取引がこれに該当する⁹⁵⁾。

次に、「電子決済取引」とは、デビット電子支払手段・前払電子支払手段・電子マネー・クレジットカードといった電子支払手段(電子式カードまたはそれに関連する情報)による取引をいうものであって、いずれの手段も財貨または役務に対する代価の支払(=決済)に使用される点で共通している⁹⁶⁾。したがって、

94) ただ、「電子決済取引」という用語は本法の使用するものではない点に注意(後掲注96)も参照)。

95) 振込依頼書による振込取引や口座を利用しない送金取引(いわゆる「窓口取引」)は、振込(送金)依頼人と窓口職員との対面により行われるから、金融機関間の振込(送金)通知が電子的な方式で行われるとしても、非対面の自動化された方式による「電子金融取引」(2条1号)とはいえない。したがって、これは本法上の電子資金移替〔移動〕取引には該当しない。以下、別に断りがなければ、「電子資金移替〔移動〕取引」という表現は、振込取引から「窓口取引」を除いた概念として使うこととする。

これらの支払手段による取引を「電子決済取引」ということができるだろう（この用語は本法が想定するものではない）。

最後に、「電子債権取引」とは、電子債権を利用した電子支払取引のことである。電子債権とは、電子文書に記録された債権者の金銭債権（指名債権）であつて、公認電子署名が付され電子債権管理機関に登録されたものをいう（2条16号参照）。電子債権は、企業間の債務の弁済（決済）手段として利用される点で、それを利用した取引を上記の「電子決済取引」ということもできるが、電子債権管理機関への登録を電子債権の発生・変動のための要件とする電子債権の制度設計上の特徴（電子登録方式）から、電子マネー等の電子支払手段とは区分して捉えることができるだろう（後述する(3)電子債権取引を参照）。

B 電子支払取引契約の効力（12条）

支払人または受取人が金融機関等との間で、以上のような「電子支払取引」をするために締結した約定が「電子支払取引契約」である（12条1項参照）。電子支払取引契約の効力ないし金融機関等の義務の内容は、以下のようなものである⁹⁷⁾。

すなわち、「金融機関等は、支払人または受取人と電子支払取引をするために締結した約定により、受取人または受取人の金融機関等に、支払人または受取人が取引指示した金額を伝送して支払が行われるようにしなければならない。」（12条1項）（傍点筆者）、「金融機関等は、第1項の規定による資金の支払が行われ得なくなったときは、電子支払取引のために受領した資金を支払人に返還しなけれ

96) デビット電子支払手段、前払電子支払手段、電子マネーは、いずれもその定義規定（2条13号・14号・15号参照）に「代価の支払」（＝決済）をそれぞれの電子支払手段の要件としている（「電子決済手段」）。クレジットカードについては本法に定義規定がないが、カードローンの場合を除けば、財貨等の代価の支払に使用される決済手段である点においては他の電子決済手段と共通する。これに対し、前述した「電子資金移替取引」の場合、必ずしも財貨等の「代価の支払」（決済）手段として利用されるとは限らない点で（贈与や同一人による口座間資金移替取引など）、「電子決済取引」とはいい切れないだろう。

97) なお、「電子支払取引契約」には上述した三つの取引等のための契約すべてが含まれるものであるが、今までは主として「振込取引」の法的性質（委任契約説、請負契約説など）の問題として捉えられてきた。以下の記述は振込取引の法的性質の問題として考えてさしつかえないが、振込取引に限定されないことに注意。

ばならない。この場合、支払人の過失により支払が行われなかったときは、その伝送をするために支出した費用を控除することができる。」(12条2項)。

以上のような電子支払取引契約の効力として金融機関(仕向銀行)等が負う義務の内容をまとめると、i) 取引指示された金額〔情報〕を伝送して支払が行われるようにする義務(支払完了義務)、ii) 支払が行われ得ない際の資金返還義務、といった二つである。このような金融機関等の義務の内容は、「電子支払取引契約により支払の効力が発生〔電子資金移替の場合、入金記録。後述する13条参照〕するまで、支払人または受取人と契約を結んだ金融機関等が、その取引指示に対し包括的な責任を負担するようにすることによって、利用者を保護し取引の安全を確保する必要がある⁹⁸⁾」という認識を背景として定められたものである。

電子支払取引契約の効力としての金融機関等の支払完了義務(12条1項)は、一定の結果の実現を内容としている点で、振込取引の法的性質と関連しては、いわゆる「請負契約説」⁹⁹⁾の内容に近いものとなっているが、それを意識したものかについては明らかにされていない¹⁰⁰⁾。また、資金返還義務に関する第12条第2項は、いわゆる「マネーバック・ギャランティ」(資金返還保証)に関する外国の立法例(ドイツ振込法〔BGB〕676b条、アメリカの連邦EFT法1693h条〔15 USC § 1693h〕、UNCITRAL国際振込モデル法第14条など)を参考にしたものである¹⁰¹⁾。ただ、その法理構成については、第12条第1項との関連でこれを委任

98) 政府理由書109頁。

99) 韓国では、資金移動取引契約(振込取引契約)の法的性質と関連して請負契約説をとる学説はないが(委任契約などと請負契約との混合契約とみる学説はある)、日本の場合は、岩原教授が請負契約説を主張される(岩原・前掲注92)74頁以下・413頁以下など)。

100) 第2次国会提出案では、金融機関等の義務は「金額の伝送義務」であるとされ、これは振込取引の法的性質に関する「委任契約説」により説明されていた(政府理由書108頁以下)。しかし、これによると、仕向銀行の義務は取引指示された金額〔情報〕の伝送〔発信〕だけであり、それ以後には及ばないことになるが、これが現の電子金融取引の技術的特徴や水準を反映した説明であるかについては疑問であった。このような点を反映してか、最終的に成立した法律の内容は、「金額を伝送して支払が行われるよう」にする義務へと修正されたのである(ただ、第2次国会提出案は「金額の伝送義務」とともに「資金返還義務」も認めていたため、両者を併せて捉えると、修正して成立した現行法律の内容とそれほど異なる結果にはならないだろう)。

101) 政府理由書112頁以下。

契約または請負契約の解除と構成する可能性もあるように思われるが¹⁰²⁾、私見としては、本法第12条の上記のような規定は、既存理論にとらわれることなく電子取引としての電子金融取引の技術的特性（情報伝達の即時性・連続性）を素直に考慮した結果であるように考えられる（後述するV2で詳細に考察する）。

いずれにせよ、電子支払取引契約（電子資金移替）における金融機関等の義務は、金額情報を伝送して支払を完了（入金記録）させる義務、および支払が完了できないときに受領した資金を返還する義務、以上の二つを内容とするものであり、これは、既存銀行取引における電子金融取引基本約款の立場（取引の成立と完了の区別）とは異なる法的効果を認めるものである（前号II1(2)A参照）。

C 支払の効力発生時期と取引指示の撤回（13条～15条）

支払の効力がいつ発生するかの問題は、受取人の権利がいつ確定するかの問題であるが、取引指示の撤回がいつまでできるかの問題とも係る。支払の効力が発生するまでは、支払人は取引指示を撤回することができると解されるからである。

まず、支払の効力発生時期について本法は、以下のように電子支払手段の種類等に応じた規定を置いている。すなわち、電子支払手段による支払の効力は、「1. 電子資金移替の場合、取引指示された金額の情報につき、受取人の口座が開設されている金融機関等の口座の原帳に入金記録が完了した時、2. 電子的装置から直接現金を出金する場合、受取人が現金を受領した時、3. 前払電子支払手段または電子マネーで支払う場合、取引指示された金額の情報が受取人の指定した電子的装置に到達した時、4. その他の電子支払手段で支払う場合、取引指示された金額の情報が受取人の口座が開設されている金融機関等の電子的装置に入力完了した時」に、それぞれ生じる（13条）。

これによると、支払の効力は、電子支払手段の種類等に応じてそれぞれ異なる

102) 例えば、第2次国会提出案では、第12条第2項は委任契約の解止（解除）（韓民689条、日民651条）によって説明されていた（政府理由書110頁）。また、岩原・前掲注92）74頁以下は、振込依頼契約の法的性質を請負契約として構成したうえ、マネーバック・ギャランティ・ルールに基づく振込金等の返還はこれを請負契約の解除（日民635条）と法律構成することの可能性を示唆している。

時期に発生することとなっているが、電子的装置から直接現金を出金する場合（上記の13条2号）を除いては、取引指示された金額の情報が、受取人の口座を有している金融機関等の電子的装置（口座元帳）または受取人が指定した電子的装置に入力ないし到達した時とされている点では共通する。これは要するに、取引指示された金額の情報が受取人の指定等したシステムに入力（到達）した時が支払の効力発生の時期であるということの意味するものであり、それは電子文書（電子的意思表示）の受信時期に関する韓国電子取引基本法上の関連規定（6条）とも符合するものといえよう。

以上のように取引指示した金額情報が受取人の指定等したシステムに入力することによって支払の効力が発生するまでは、取引指示は撤回することができる（14条1項）。ただ、大量に処理する取引または予約による取引等の場合には、予め定めた約定により取引指示の撤回時期を異にすることができる（14条2項）。なお、電子資金移替に限定した場合、以上は支払人の「支払指示」（振込指示）による場合であるが、受取人の「取立指示」（取立移替）により、受取人の金融機関等が取立移替を実行する場合にも基本的には同じである。すなわち、金融機関等は、取立移替を実行するためには予め支払人から出金に対する同意を得なければならないが（15条1項）、支払人の口座の元帳に出金の記録が完了するまでは、支払人は出金に対する前記同意の撤回を金融機関等に要請することができるのである（15条2項）。また、大量に処理する取引や予約による取引等の場合、支払指示による場合と同様、金融機関等は支払人との事前約定により同意の撤回時期を異にすることができる（15条3項）¹⁰³⁾。

このように支払の効力が発生するまでは、支払人には取引指示（または出金同意）を撤回（または撤回を要請）できる権利が認められるようになっているが、法案段階においては銀行業界を中心に、取引指示の撤回を認めると金融システム

103) 取立移替の出金同意や同意の撤回要請に関する第15条の規定は、保険料や通信料などを支払人の口座から自動的に引き落とす取引（日本では「口座振替」と呼ばれる場合がある）において、事前同意ない無断出金や二重出金などのトラブルが発生していることから、利用者を保護するため、出金に対する事前同意の獲得を金融機関等に義務化し、なお出金同意の撤回を要請できる根拠を定めたものである（政府理由書130頁以下）。

全般に混乱を招きかねないとして、反対する意見も強かった¹⁰⁴⁾。結局、この主張は受け入れられず、取引指示の撤回が認められるようになったわけであるが、しかし、そうであったとしても、電子支払取引において撤回権の認定は、予約による取引（広く支払の効力発生まで時間がかかる場合）を除いては、事実上無意味なものになる可能性がある点に注意する必要があるであろう。自動化された方式により取引指示が即時処理される電子金融取引を前提とする限り、取引指示の金額情報は直ちに受取人の金融機関等のシステムへ入力（入金記録）され支払の効力が発生するため、一度取引指示が送信されると、それを撤回することは事実上困難であるからである¹⁰⁵⁾。したがって、発信された取引指示が誤操作（錯誤）または詐欺等の瑕疵によるものであったような場合においても、別に取消などの手続が保障されていない限り、利用者にとって困難な場合が生じる可能性は依然として残っている¹⁰⁶⁾。

(2) 電子マネー・前払電子支払手段の法律関係（16条～19条）

電子マネーと前払電子支払手段は、ともに電子支払手段の一種として、これらによる支払取引は「電子支払取引」（電子決済取引）に該当し、したがってそれに関する前述したような規定（12条以下）の適用があるものである。それとは別に、本法は、貨幣（マネー）に代わる新たな支払手段として、電子マネーによる支払の効力などその法律関係を明らかにし、また取引の安全性を考慮して、電子マネー等の発行や譲渡・担保提供および換金の方法などに関するいくつかの規定を別途設けた。その一部は、電子マネー等が犯罪など不正な目的に使用される恐れがあるなどの点から、国会修正案において追加されたものである（規制の強化）。

以下ではまず、電子マネーと前払電子支払手段の定義を検討することにより両

104) 政府理由書124頁。

105) この点につき政府理由書124頁は、電子金融取引には多様な種類があるものであって、証券取引など取引指示と入金記録間に多少の時間が必要な金融取引もあるから、取引指示の撤回を認定する必要がある、としている。

106) この点と関連して、受取人の承諾を前提とするものではあるが、依頼内容の変更や取消（「組戻し」）の手続を認める日本の実務の態度（振込規定ひな型7条・8条、EB規定試案5条・6条参照）は、電子取引の観点からは再評価されるべきものと考えられる。

者の区別を明らかにしたうえ、その発行や譲渡等および換金に関する規定等を説明する。

A 電子マネー・前払電子支払手段の概念とその区別

電子マネーは、前払電子支払手段の特殊な形態として定義されている。すなわち、両者はその性質上、本来なら同じ電子支払手段として一つの名前（例えば電子マネー）で取り扱うことも可能なはずだが、監督上の規制の程度など政策的な必要性から、前払電子支払手段の中で追加的な要件を満たすものを別途電子マネーという名で定義しているわけである。そこで、まず「前払電子支払手段」の定義から検討する。

i) 前払電子支払手段

前払電子支払手段とは、「移転可能な金銭的価値が電子的方法で貯蔵され発行された証票またはその証票に関する情報であって、次の要件をすべて満たすものをいう。但し、電子マネーを除く。ア. 発行人以外の第三者から財貨等を購入し、その代価を支払うに使用されること、イ. 購入できる財貨等の範囲が2個業種（「統計法」により統計庁長が告示する韓国標準産業分類の中分類上の業種をいう）以上であること。」(2条14号)。

以上の定義をまとめると、前払電子支払手段とは、①移転可能な金銭的価値が電子的方法で貯蔵（チャージ・記録）され発行された証票（カード型等）またはそれに関する情報（ネットワーク型）であること、②いわゆる「第三者発行型」であること、③複数の商品購買性、といった3つの要件を要するものである。ここで①が前払電子支払手段ないし電子マネーの性質上の要件に該当するものであり（後述する電子マネーの定義も①は同じ）、②や③が政策的な判断に係る要件である。いずれにせよ、以上の要件により、いわゆる「自家発行型」（②）や電子式バースカードなど単一商品に対する決済手段（③）は、前払電子支払手段の定義から除外されることになる。

なお、以上の定義によると、いわゆる「マイレージ [ポイント]」（カードや情報）も第三者発行型や複数の商品購買性の要件を満たす限り、前払電子支払手段に当たる可能性がある¹⁰⁷⁾。本法第28条第3項第1号ウは、「マイレージ」を「予め直接、代価を支払っていない前払電子支払手段」と表現することによってこの

点を明らかにするとともに、利用者保護のための一定の要件（償還保証保険等に加入）を満たす発行者には、金融監督当局への登録を免除させている（登録免除規定は、国会修正案として追加されたものである）¹⁰⁸⁾。

ii) 電子マネー

続いて「電子マネー」とは、「移転可能な金銭的価値が電子的方法で貯蔵され発行された証票またはその証票に関する情報であって、次の要件をすべて満たすものをいう。ア. 施行令の定める基準以上の地域および加盟店において利用されること、イ. 第2条第14号アの要件〔第三者発行型の代価支払手段〕を満たすこと、ウ. 購入できる財貨または役務の範囲が5個以上であって、施行令の定める業種数以上であること、エ. 現金または預金〔債権〕と同一の価値で交換され発行されること、オ. 発行者により現金または預金〔債権〕への交換が保障されること。】(2条15号)。

以上の要件をまとめると、電子マネーとは、i) 前払電子支払手段ないし電子マネーの性質上の要件 (①)、ii) 一定基準 (地域・加盟店数) 以上の汎用性、iii) 第三者発行型 (②)、iii) 複数 (5個以上) の商品購買性、iv) 現金または預金〔債

107) いわゆる「マイルージ」カード等を電子金融取引法の規制対象とするかどうか、立法過程で大きな議論になっていた。すなわち、政府草案が公表(2002)されて以来、いわゆる第三者発行型として異業種の加盟店で使用可能な「統合マイルージ型」の支払手段がビジネスモデル(マイルージから年会費を自動控除する方式等)として登場し、その利用規模が急増した(最大手の「OKキャッシュバック」の場合、その会員数はインターネットバンキング利用者の規模である2千5百万名程度(2005年2月基準)に達し、加盟店は全国的に散在している)。なお利用形態としては、オフライン型以外にもオンライン型やクレジットカード型もあり、他のマイルージとの交換や他の前払電子支払手段との連携(前払電子支払手段のチャージへの利用等)、一定水準以上のマイルージの現金交換が可能になるなど、その利用形態は進化し続けている。そのような中で、マイルージに関連する消費者の苦情が増加し(韓国消費者保護院)、他人の利用者ID等(アクセス媒体)を不正に入手して「OKキャッシュバック」のマイルージを盗用(現金化)した事故が起きるなど、その監督ないし規制の必要性が提起されていた。

108) マイルージを前払電子支払手段の一種として定義することにより、「前払」という表現の適切性が問題になりうる。マイルージにおいては、「予め直接、(チャージに対する)代価を支払う」という意味での「前払(プリペイド)」はないからである(「代価の先行性」)。しかしながら、商品を購入する毎に一定の金銭的価値(マイルージ)がカード等に貯蔵(チャージ)され、それ以後、商品購入に対する代価の支払手段として使える点(「チャージの先行性」)では、「前払」の要件をクリアーしているといえるかもしれない。

権]との同一価値発行性、v)換金性、といった要件を満たすものである。前払電子支払手段と違うところは、汎用性(地域・加盟店数、複数の商品購買性要件の加重)のほかにも、現金等との同一価値発行性(iv)と換金性(v)¹⁰⁹⁾の部分である。現金や預金債権などマネーと同等しうような要件(iv・v)とされている点に特徴があるが、マイレージが電子マネーでなく前払電子支払手段として概念定義されたのは、このためであろう。

iii) まとめ

以上を要するに、韓国法上の前払電子支払手段と電子マネーは、「移転可能な金銭的価値が電子的方法で貯蔵され発行された証票またはその証票に関する情報」であることを要件とする点で、その実質は同じものであるが、汎用性(地域・加盟店数、商品購買性)やマネーとの同一価値発行性および換金性といった政策的な理由による要件によって両者は区別されている。両者を区別する実益は、発行や譲渡等および換金の方式に関する規制(16条～19条)や金融監督上の規制(参入要件)(28条以下)の程度、その偽造・変造等に対する刑法上の制裁¹¹⁰⁾の有無(49条2項)、といった点において、電子マネーのほうがより厳格な規制や制裁の対象となる点にある。

B 電子マネー等の発行・譲渡等(16条・18条)

「電子マネーを発行する金融機関等(「電子マネー発行者」)は、電子マネーを発行する場合、アクセス媒体に識別番号を付与し、その識別番号と利用者の名義または預金口座を連結して管理しなければならない。」(発行の規制—記名式発行、16条1項)。また、電子マネーまたは前払電子支払手段の保有者は、発行者との約定により、電子マネーまたは前払電子支払手段を他人に譲渡または担保

109) EU電子マネー指令(2000/46/EC)も換金性について明示している(3条)。

110) 第1次国会提出案までは、電子マネーには刑法上「通貨」に関する罪の規定が適用されるとされていた。しかし電子マネーは事実上通貨と類似した面があるものの、強制通用力を持つ「法定通貨」とはいえないから、これを刑法上の「通貨」に関する罪で処罰するのは量刑上の問題がある、という法務部等の反対意見により、第2次国会提出案で「有価証券」に修正されそのまま成立したものである(立法担当者)。この修正が電子マネーの法的性質論にまで影響するものかどうかは定かでないが、現行実務上は、電子マネーを事実上の通用力をもつ現金代替の支払手段とみる見解(自由貨幣説)が支配的である一方で、有価証券とみる見解(有価証券説)もあるとされる(政府理由書143頁以下)。

に提供することができるが（譲渡性、18条1項）、「電子マネーまたは前払電子支払手段を譲渡しまたは担保に提供する場合には、必ず発行者の中央電算システムを経由しなければならない。」（譲渡等の規制、18条2項）。ただし、「発行券面の最高限度が施行令の定める金額以下の〔小額〕電子マネーである場合や名義が確認されない〔無記名式〕前払電子支払手段の場合には、16条1項〔発行の規制〕や18条2項〔譲渡等の規制〕の規定は適用されない。」（16条1項但し書き・18条2項但し書き）。

電子マネー等の発行や譲渡等に関する以上の規制は、電子マネーがマネーロンダリングなど不正な目的に使用されることを防ぐため、国会審議過程で修正案として追加されたものである¹¹¹⁾。要するに、電子マネーは、アクセス媒体（カード等）に識別番号を付与して記名式で発行し、その譲渡（カード間の価値移転等）や担保提供においては、発行者の中央電算システムを経由しなければならない。ただし、（交通分野など）小額の電子マネーの場合には、発行や譲渡等の方式に関する以上のような制限がない。また、前払電子支配手段においては、取引の実情上、無記名式の発行も許容されているが、記名式の前払電子支払手段が発行された場合にそれを譲渡または担保に提供するときは、電子マネーと同様、発行者の中央電算システムを経由しなければならない。

このように、電子マネー等の譲渡性を原則上許容する（18条1項）¹¹²⁾ことによって取引の活性化を図るとともに、その発行や譲渡等の方式を規制することによって、電子マネー等の管理ないし事故時の追跡が容易になるものと期待されている¹¹³⁾。

C 電子マネーによる支払の効力（17条）

電子マネーは、財貨等の購入に対する代価の支払手段として使用されるもの（2条15号）であり、上述したように、取引指示された金額の情報が受取人〔加盟

111) 国会審査報告書16頁・32頁。

112) 電子マネーの譲渡（カード間の価値移転等）については、これを禁止する国家（豪州、ブラジル、イタリア、オランダ等）、家族内での個人間の価値移転を許容する国家（フランス）、明示的な制限がない国家（イギリス、香港）などに分類することができる（政府理由書150頁を参照）。

113) 政府理由書149頁。

店等]の指定した電子的装置〔端末機等〕に到達したときに支払の効力が発生する(13条3号)。ところで、電子マネーによる支払とは、加盟店が当該電子マネーの発行者から当該電子マネーを現金等と交換することによって最終的に完結する仕組みになっているところ、電子マネー発行者の破産等により最終的な支払ができない場合には、そのリスクの負担主体が曖昧になる可能性がある¹¹⁴⁾。

そこで本法は、以下のように電子マネーによる支払の効力に関する規定を設けることによって、支払人がその支払の効力発生時期(13条3号)以後に発生した事実により代金支払の債務を再び負担することがないように配慮した¹¹⁵⁾。すなわち、「電子マネー保有者が、財貨等を購入し、その代金を受取人との合意により電子マネーで支払した場合には、当該代金の支払に関する債務は弁済されたものとみなされる。」(17条)¹¹⁶⁾。

一方で、前払電子支払手段による支払の効力については別途規定を設けず、民商法の解釈に任されている状況であるが¹¹⁷⁾、私見としては、前述したように、前払電子支払手段の実質が電子マネーと同じである点や、電子マネーと同様、前払電子支払手段の譲渡性が基本的に認められている点(18条1項)から、原則として第17条に準じるものと捉えてさしつかえないものとする。

D 電子マネー等の換金(16条・19条)

電子マネーにおいては、「換金性」(の保障)がその要件の一つとされている点は既述したとおりであるが(2条15号)、本法は電子マネー発行者による換金を実質的に保障するために、以下のような規定を別途設けた(16条4項・5項)。すなわち、「電子マネー発行者は、電子マネー保有者の要請により、電子マネーを現金または預金〔債権〕に交換する義務を負担する。」(換金義務、16条4項)。ここで「電子マネーの交換の方法および手続については、施行令で定める。」(16

114) 政府理由書140頁。

115) 政府理由書141頁。

116) 政府草案(17条)では、「但し、支払人が偽造または変造された、またはその他の瑕疵ある電子マネーを交付した場合には、この限りでない。」という但し書きが付されていたが、電子マネーの流通性に対する信頼を確保しようとする本条の趣旨と抵触する可能性があることから、第1次国会提出案以来、削除された(政府理由書142頁)。

117) 政府理由書141頁。

条5項)が、このとき、換金の方法および手続については、実質的に利用者の利便性が保障されるよう規制する必要があるとされる¹¹⁸⁾。

なお、前払電子支払手段の場合には、電子マネーのような(無条件の)換金義務は認められないが、利用者保護のために最小限の換金の基準が定められている(19条)。すなわち、「前払電子支払手段の発行者は、前払電子支払手段の保有者が前払電子支払手段に記録された残額の換金を請求する場合には、予め約定したところにより、換金しなければならない。」(19条1項)、「前払電子支払手段の発行者は、第1項の規定による換金と関連した約定を約款に記載し、次の各号のいずれかに該当する場合には、前払電子支払手段に記録された残額の全部を払い戻すという内容を約款に含めなければならない。1. 天災地変等の事由により加盟店が財貨または役務を提供することが困難になって、前払電子支払手段を使用することができなくなった場合、2. 前払電子支払手段の欠陥により加盟店が財貨または役務を提供することができない場合、3. 前払電子支払手段に記録された残額が一定の比率以下の場合。この場合、一定の比率は、100分の20未満に定めることができない。」(19条2項)。この第19条第2項の各号の規定(加盟店の事情、支払手段自体の欠陥、一定比率以下の残高)が、前払電子支払手段の換金に関する約定と関連して、発行者が遵守しなければならない最小限の基準になるわけである。

なお、政府草案の段階では、電子マネー発行者の支払準備金(政府草案40条)や前払電子支払手段の発行者の供託(政府草案41条・42条)に関する規定が定められていたが、電子マネー等の市場を萎縮させる恐れがある等の理由から、それ以後削除されている¹¹⁹⁾。

118) 政府理由書136頁。例えば、換金要請がある場合「即時の換金」(現金または預金債権)や原則「発行(チャージ)場所での換金」の保障が指摘されている。

119) 国会審査報告書16頁以下参照。支払準備金や供託関連規定が削除された理由として、他に、「電子商取引消費者保護法」(2002)において既に、多数(現に三つ)のネットショッピングサイトで使用される前払式の電子決済手段の発行者(8条4項)に対して、当該電子決済手段の購買者のための債務支払保証契約等(発行残高の10%)の締結が義務付けられている点も考慮されている(政府理由書153頁)。

(3) 電子債権取引 (20条)

A 電子債権の実務と法制整備の必要性

本法上「電子債権」を一言でいえば、債務者が取引銀行を通じて電子的な方法で電子債権管理機関に登録した債権者の金銭債権のことである(2条16号参照)。もともとは企業間の購買取引等における売掛債権を利用した支払決済を電子的に具現した「電子売掛債権制度」をモデルとした概念であって、実務が法律に先行した形になっている¹²⁰⁾。したがって、韓国法上の電子債権を理解するためには、実務上の制度の理解が必要である(電子売掛債権は電子債権の一種に当たる)。

実務上の電子売掛債権は、購買企業(債務者)と販売企業(債権者)およびそれぞれの取引銀行といった四者(取引銀行が同一の場合には三者)間の取引関係において、債務者や債権者はその取引銀行とそれぞれインターネットで(企業IB)、また取引銀行と電子債権管理機関は専用線で結ばれ、電子債権の発行や決済等に関連した事項がすべて電子的な方法で処理される技術的な仕組みを前提とするものである。電子売掛債権の発行は、電子売掛債権取引基本約款(以下「約款」)上、債務者が取引銀行(発行銀行)に対し、原因債権(売掛債権)を電子債権へと変更(電子債権を発行)してくれるよう要請し、その要請が発行銀行によって電子債権管理機関に伝送され登録されると完了する仕組みである(登録元帳への登録が電子売掛債権の発行の効力発生要件である)¹²¹⁾。登録と同時に電子債権管理機関は、電子債権の発行事実を債権者の取引銀行(保管銀行)に電子的に通知し、債権者は登録された自分の電子債権の内訳を保管銀行のシステムにアクセスして確認することができる(債務者による電子債権の発行の要請から登録およびその事実の通知までの全過程はリアルタイムで処理される)。

このようにして発行された電子売掛債権の法的性質は、約款上、原因債権との

120) 韓国の電子売掛債権制度の概要については、拙稿「韓国の電子売掛債権制度」NBL第793号(2004)53頁以下を、電子手形と比較した同制度の法理構成およびシステム構成上の特徴については、同「韓国における電子手形法の制定とその法理—韓国電子売掛債権制度との比較—」金融庁金融研究研修センター DP Vol.19(2005)(金融庁ホームページ)26頁以下を、それぞれ参照されたい。

121) 電子売掛債権の発行の詳細については、徐・前掲注120)「電子手形法」27頁以下を参照。

同質性が維持された、民法上の「指名債権」であるとされる¹²²⁾。したがって、債権者が当該電子売掛債権を保管銀行に譲渡してそれを担保に貸出（「電子売掛債権担保貸出」と呼ばれる）を受け、自分の電子売掛債権の早期現金化を実現したい場合には、民法上指名債権の譲渡に関する対抗要件を具備する必要が生じる。ところで、債務者対抗要件はともかく（約款上は債務者が事前承諾）、第三者対抗要件の具備のためには、現行法上は公務所により確定日付が記入された証書が必要であるが（韓民附則3条）、ここでの証書は紙文書を前提としており、また電子債権管理機関を公務所とみることもできないことから、内容証明郵便を発送するなどの方法（オフライン）によるしかないのが現状であった。これは、債権の電子化による業務処理の迅速化や費用の節減などを図ろうとした制度の趣旨に反する結果であるといわざるをえない¹²³⁾。

本法は、以上のように、電子売掛債権が指名債権として法理構成されたことから生じた法制整備の必要性を背景として、指名債権の譲渡の対抗要件に関する民法（韓民450条、日民467条）の特別規定を設けることによって、電子債権譲渡の対抗要件の電子的な具備（電子化）を実現したものである（20条）。本法はまた、このような民法の特別規定の他に、電子債権の定義規定（2条16号）や、電子債権取引の中核となる「電子債権管理機関」に対する金融監督当局の監督に係る規定（29条）を設けている。なお、電子債権管理機関は、前述のとおり（1(4)）、電子債権制度の利用企業に対する民事上の責任負担という点では、金融機関等の履行補助者とみなされる（11条）。以下では、電子債権の定義について簡単に察したうえ、電子債権譲渡の対抗要件の電子化について検討する。

B 電子債権の定義

「電子債権とは、次の各要件を満たす、電子文書に記載された債権者の金銭債

122) 電子売掛債権の原因債権との関係や法的性質については、徐・前掲注120)「電子手形法」28頁以下を参照。これに対し、立法化が進められている日本の「電子登録債権（仮称）」は、指名債権とも手形債権とも異なる類型の新たな債権と位置づけられるものである（最近の資料として、法制審議会「電子登録債権法制に関する中間試案」（2006.8）、金融審議会「電子登録債権法（仮称）の制定に向けて—電子登録債権の管理機関のあり方を中心として—」（2006.12）を参照）。

123) 徐・前掲注120)「電子手形法」30頁。

権をいう。ア. 債務者が債権者を指定すること、イ. 電子債権に債務の内容が記載されていること、ウ. 電子署名法第2条第3号の公認電子署名があること、エ. 金融機関を通して、第29条第1項の規定による電子債権管理機関（以下『電子債権管理機関』という）に登録されること、オ. 債務者が債権者にアないしウの要件をすべて満たす電子文書を、電子取引基本法第6条第1項の規定により送信し、債権者がこれを同法第6条第2項の規定により受信すること¹²⁴⁾。(2条16号)。

以上の要件を簡略化すると、電子債権とは、i) 電子的な方式（電子文書、公認電子署名）により、ii) 債権者や債務の内容が電子債権管理機関に登録された、iii) 債権者の金銭債権のことである。電子債権管理機関への登録が電子債権の発行のための要件とされているが（発行登録）、後述するように電子債権の譲渡においても電子債権管理機関への登録が対抗要件の具備のための要件とされており（譲渡登録）、電子債権においては、電子債権管理機関への「登録」が権利の変動のための要件となっている点が制度設計上の特徴となっている（「電子登録方式」¹²⁵⁾）。

ところで、エ（電子債権管理機関への登録）のほかに、オ（電子文書の送受信）が要件とされていることから、電子債権管理機関への「登録」と「電子文書の送受信」との関係が問題になりうる。オを素直に解釈すると、電子債権は債権者（またはその取引銀行）のシステムによって受信されることをもって効力が発生する（電子文書方式）とも読めるからである。しかし、オの趣旨は、電子債権管理機関に登録（＝発行）しただけで債権者がそれを知らない状態では債権者の権利行使に問題が生じる可能性があるから、電子債権の発行事実を債権者に知らせる必要があるという趣旨からの要件であるとされる（立法担当者）。いずれにしても、現行実務では、電子債権の「発行＝登録＝（債権者の取引銀行への）発行の通知（送受信）」がリアルタイムで処理される技術的な仕組みになっているから、以上

124) 電子取引基本法第6条（送信・受信の時期）については、前記1(1)Cを参照。

125) 「譲渡登録」は、電子債権の法理構成が指名債権であることから、法理上は「対抗要件」とされているが、電子債権のシステム構成上、発行登録された電子債権の譲渡のためには、電子債権管理機関への登録（譲渡登録）を必要とする点で、かかる「譲渡登録」は事実上「効力（発生）要件」と同じ機能を有するものと理解される。

の要件は満たされるものと考えられる¹²⁶⁾。

C 電子債権譲渡の対抗要件の電子化 (20条)

以上のように定義される電子債権において、その譲渡の対抗要件の具備方法は、以下のようになっている。すなわち、「電子債権の譲渡は、次の要件をすべて備えたときに、民法第450条第1項〔日民467条1項〕の規定による対抗要件を満たしたものとみなされる。1. 譲渡人の債権譲渡の通知または債務者の承諾が、電子署名法上の公認電子署名をした電子文書によって行われること、2. 第1号の規定による通知または承諾が記載された電子文書が、電子債権管理機関に登録されること。」(20条1項)。なお、「第1項の規定による通知または承諾が記載された電子文書に、電子署名法第20条の規定による時点確認¹²⁷⁾があり、かつ第1項の要件をすべて備えたときに、民法第450条第2項〔日民467条2項〕の規定による対抗要件〔第三者対抗要件〕を満たしたものとみなされる。」(20条2項)。

以上を要するに、電子的な方法（電子文書+公認電子署名+時点確認）で、電子債権譲渡の通知または承諾を電子債権管理機関に「登録」とすると、民法上の第三者対抗要件までを備えたことになる。なおこの場合、電子債権譲渡の通知をする者や登録する者は誰かなど、対抗要件の電子化の具体的な手続や方法が問題で

126) 「送信=受信」（情報伝達の即時性）という電子取引の技術的特性を前提とする限り、電子債権の発行の（効力発生）時点を管理機関等への「登録」と電子債権の受信者（取引金融機関）の「受信」のいつの時点とするかが特に問題になることはないが、電子債権登録機関への登録を電子債権の発行のための要件としている本法においては、電子債権管理機関への「登録」時点を電子債権の発行時点として捉えることになろう。一方、「電子手形」においては、システム構成上は電子手形管理機関により登録元帳が管理されるなど実質的な電子登録方式が採択されているが、法理構成上は電子文書（電子手形）の送受信により実物手形における「交付」（占有移転）の要件をクリアできる、という意味での「電子文書方式」が採択されているとされる（徐・前掲注120）「電子手形法」22頁以下参照）。したがって、この場合には、登録でなく電子手形の受信者の「受信」時点が電子手形の発行時点となる（電子手形法6条4項）。

127) 「時点確認（Time Stamping）」とは、特定の電子文書および電子署名のデータ（情報）に人工衛星（GPS）から受信した国際標準時間情報（1/1,000～1/10,000秒単位）を偽造・変造が不可能な方法で結合することによって、該当電子文書や電子署名のデータが特定時点に存在したという事実、および同電子文書等が変更されていないことを確認（保証）してくれるサービスのことである（政府理由書157頁）。電子署名法第20条は、利用者の申請がある場合、公認認証機関が、電子文書が当該公認認証機関に提示された時点を「確認」することができる旨を定めている。

あるが、この点について電子売掛債権制度の実務においては、以下のような手続や方法が予想されている¹²⁸⁾。すなわち、債権者が取引銀行（保管銀行）に電子債権を担保に貸出を申請すると、電子債権の譲受人（保管銀行）によって当該電子債権の譲渡の通知が電子的な方法で（公認認証機関からの時点確認のうえで）電子債権管理機関に登録される、それと同時に当該譲渡の通知が電子債権管理機関から債務者の取引銀行（発行銀行）に伝送される（場合によっては、発行銀行は当該譲渡の通知を債務者宛に電子的な方法〔電子メール等〕で伝送する）、といった具合である（電子債権発行の逆順。なお、債権譲渡の承諾の方法による場合には、以上の方法の逆順〔電子債権発行と同順〕になる）。

3 電子金融取引の安全性確保および利用者保護（第3章）

以上が、第2章（電子金融取引の当事者の権利と義務）の通則（第1節）および電子支払取引（第2節）に関する規定の概要である。続いて第3章は、「電子金融取引の安全性の確保および利用者保護」に関する規定を設けている。規定の性質上、私法的規定のほかに金融監督当局（金融監督委員会）による監督ないし規制に関連する部分（公法的規定）も含まれている。以下では、私法的規定と思われる、以下の三つの規定（21条・22条・24条）について簡単に検討する（他に、第23条〔金融監督当局による電子支払手段の発行・利用限度の制限等〕、第25条〔約款の制定・変更時の金融監督当局の関与〕、第26条〔取引情報の提供禁止〕、第27条〔紛争処理・紛争調停〕がある）。

(1) 安全性の確保義務（21条）

電子金融取引の安全な処理は、システム取引としての電子金融取引に求められるもっとも重要な要素である。そこで、本法は電子金融取引の処理において「善管注意義務」を金融機関・電子金融業者および電子金融補助業者の基本的な義務として明示した（電子金融補助業者が含まれる点に注意）。すなわち、「金融機関・電子金融業者および電子金融補助業者（以下「金融機関・電子金融業者等」という）は、電子金融取引が安全に処理されるよう、善良な管理者としての注意を尽

128) 徐・前掲注120)「電子手形法」31頁注85を参照。

くさなければならない。」(21条1項)。ここで、安全性の基準については、金融監督当局が取引の種類別に電子的伝送または処理のための人力・施設・電子的装置等および電子金融業務につき定めることとなっており(21条2項)、その基準の遵守が第1項による善良性の判断の一定の標識となろう¹²⁹⁾。

(2) 電子金融取引記録の生成および保存(22条)

電子金融取引記録の生成および保存義務(22条)は、非対面・非書面の方式で処理される電子金融取引の技術的な特性を考慮して、誤謬や事故発生時等にその確認および訂正のための根拠を確保しておくことの必要性から認められるものである。すなわち、「金融機関・電子金融業者等は、電子金融取引の内容を追跡・検索し、またはその内容に誤謬が発生する場合にこれを確認もしくは訂正することができる記録を生成して、5年の範囲内で施行令の定める期間の間、保存しなければならない。」(22条1項)。

一般に金融機関・電子金融業者等は、商法上の商業帳簿等の保存義務(5年)や電子取引基本法による取引記録の一定期間の保存義務(17条)を負うものであるが、本法は電子金融取引における取引記録の保存に関する特別規定を設けたものである。なお、電子金融取引記録の「保存」には、電子文書の保管に関する電子取引基本法第5条¹³⁰⁾や「公認電子文書保管所制度」に関する規定(第5章の2)¹³¹⁾が参考になろう。

(3) 約款の契約編入・変更(24条)

電子取引において、その取引条件をどのようにして契約の内容に編入すること

129) また、「金融監督委員会は、電子金融取引の安全性と信頼性を確保するために、電子署名法上の公認証書の使用など、認証方法について必要な基準を定めることができる。」(21条3項)。

130) 韓国「電子取引基本法」(2002)第5条(電子文書の保管)①電子文書が次の各号の要件を備える場合には、その電子文書の保管をもって関係法令の定める文書の保管に代えることができる。1. 電子文書の内容を閲覧することができること、2. 電子文書が作成及び送信・受信された時の形態又はそれと同じように再現されうる形態で保存されていること、3. 電子文書の作成者、受信者及び送信・受信日時に関する事項が含まれている場合には、その部分が保存されていること

②第1項の規定を適用するに際して、電子文書の送信又は受信のみのために必要な部分に関しては、これを電子文書とみなさないことができる。

ができるかが問題になる。例えば、非対面取引としての電子金融取引の特性上、説明義務を一般に認めるのが困難な側面がある点や、約款が変更される場合における利用者への周知方法および利用者がそれを承認しないときの利用者の権利などが問題になる。

これらの点について、まず本法は、契約締結時において金融機関等に約款の明示義務がある点を確認した上で（約款の明示義務は「約款規制法」（1986）3条によって事業者一般に認められる）、利用者の要請がある場合には、金融監督当局が定める方法により、約款の写しの交付および内容の説明義務を負う旨を定めている（24条1項）。ここで金融監督当局の定める方法としては、書面（紙文書）、電子文書（ウェブサイト）、電子メール等が予想されている¹³²⁾。金融機関等は、以上のような約款の明示・説明義務に違反して契約を締結したときは、当該約款の内容を契約の内容として主張することができない（24条2項）。

次に、約款が変更される場合の利用者への周知方法や変更を承認しない場合の利用者の権利についてであるが、金融機関等は、新約款の施行日の1ヶ月前に、金融監督当局が定める方法で新約款を掲示し、利用者へ個別通知しなければならない（掲示・通知義務、24条3項）。また利用者は、第3項の規定による約款の変更内容が掲示または通知された後から変更約款の施行日の前営業日まで、電子金融取引契約を解約することができる。ただ、その期間内に異議を提起しない場合には、約款の変更を承認したものとみなされる（24条4項）。

（以下次号）

131) 2005年3月に「電子取引基本法」の改正により新設された制度（31条の2～31条の14）。電子文書が紙文書に比べ容易に偽造・変造・毀損または滅失される恐れがあることから、安全な保管システムの構築が必要だが、その構築費用が高い問題を解決するための方案として導入された。産業資源部大臣が電子文書の保管業務を安全かつ正確に遂行する能力のある者を公認電子文書保管所として指定し（31条の2）、指定された者による保管代行に電子取引基本法第5条第1項による効力（前注参照）を認め（31条の6）、さらにその保管する電子文書の内容の不変更性や発給する証明書の記載事項の真正性の推定（31条の7）、公認電子文書保管所の損害賠償責任（31条の13）など制度の信頼度を確保するための法的装置を設けている。この制度の導入で、企業等が比較的低廉な費用で安全に電子文書を保管することができるようになり、電子文書による取引（＝電子取引）がより活性化されるだろうと期待されている。

132) 政府理由書182頁。